

地域生活支援拠点等の整備に関する 実態調査

(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (平成29年度))

【好事例集】の概要



I. ヒアリングの概要

1. ヒアリングの概要

- 平成29年4月1日時点で整備済の自治体等を中心に、地域生活支援拠点等を地域の実情に応じて整備し、上手く活用している自治体・圏域について、その整備における工夫や活用方法等のヒアリングを行った。
(ヒアリング時期：平成29年7月～10月、対象自治体等数：25自治体等)

2. ヒアリング対象自治体・圏域、整備類型

【内訳】多機能拠点整備型：3 面的整備型：16 併用整備型：6

No	自治体・圏域名	整備類型	No	自治体・圏域名	整備類型
1	東胆振圏域(北海道/苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町)	面的整備型	14	長岡市(新潟県)	併用整備型
2	塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)	多機能拠点整備型	15	上越市(新潟県)	併用整備型
3	東松島市(宮城県)	面的整備型	16	北信圏域(長野県/中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)	併用整備型
4	会津若松市(福島県)	面的整備型	17	静岡市(静岡県)	面的整備型
5	栃木市(栃木県)	面的整備型	18	大府市(愛知県)	面的整備型
6	吉川市(埼玉県)	面的整備型	19	堺市(大阪府)	面的整備型
7	千葉市(千葉県)	面的整備型	20	豊中市(大阪府)	多機能拠点整備型
8	柏市(千葉県)	併用整備型	21	西宮市(兵庫県)	面的整備型
9	新宿区(東京都)	併用整備型	22	新見市(岡山県)	面的整備型
10	八王子市(東京都)	面的整備型	23	松山市(愛媛県)	面的整備型
11	川崎市(神奈川県)	多機能拠点整備型	24	福岡市(福岡県)	併用整備型
12	小田原市(神奈川県)	面的整備型	25	大分市(大分県)	面的整備型
13	厚木市(神奈川県)	面的整備型			

3. 整備の検討経緯、整備時の工夫

【整備の検討経緯】

●平成26年に国が示した基本指針をもとに検討

第4期障害福祉計画（平成27～29年）に整備目標を盛り込み、具体的な検討を実施

●当事者家族からの要望により検討

知的障害者の親から、親亡き後の自立した生活への支援や緊急時の受け入れ・対応への希望を受け、検討している自治体もある

【（地域自立支援）協議会の活用】

●（地域自立支援）協議会を検討の場や周知の場として活用

- ・既存の部会（相談部会等）を活用したり、協議会の中に「**地域生活支援拠点等の検討を行うプロジェクトチーム・部会**」を新たに組成
- ・地域自立支援協議会を通じて、地域生活支援拠点等の機能や役割等、体制づくりの検討、地域事業所等への説明会等を実施

【地域の資源、実情の把握・分析】

●アンケートやヒアリングによる把握

アンケートや関係者からのヒアリングにより、地域における課題の洗い出しや、地域資源の不足・拡充が必要な機能などを把握

【整備時の工夫】

●比較力のある法人を中心に整備

その法人の資源を活用しながら体制を整備し、徐々に自治体全体での体制づくりを行っている

●段階的に整備

一度に5つの機能の整備が難しかったり、全障害への対応が難しい自治体は、**段階的に整備**

●多機能拠点整備型から市内全域へ展開

多機能型で整備している自治体でも、**多機能型の地域生活支援拠点等で事業を完結せずに、市内全域の事業所と連携を図りながら展開している**ところもある

●エリア別に整備

人口規模の大きい自治体は、**エリア別・区別に整備**していく方針のところもある

●既存の社会資源を活用

基幹相談支援センター等が既存の社会資源をコーディネートしているところもある

4. 必要な機能についての取組みの特徴

① 相談

●ワンストップの相談窓口、初期対応の相談窓口

- ・障害種別に関係なく誰でも利用できるワンストップの相談窓口の機能を持っているところもある
- ・実際のサービスにつなぐまでの対応や困難事例への対応を担うところもある
- ・基幹相談支援センターが中心となり困難事例の対応を担うところもある

●要支援者の把握や事前登録など緊急時への備え

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握するため、台帳の整備や、事前登録制を行い、緊急時用の計画策定を促す

●早朝・夜間、休日への対応の整備

- ・夜間休日は、職員が携帯電話を持ち対応していたり、同一法人の夜勤者が第一対応し、地域生活支援拠点等職員等につなげている
- ・その他、自治体や基幹相談支援センターが対応しているところもある

② 緊急時の受け入れ・対応

●事前登録制でスムーズな受け入れ

- ・障害種別によっては急な受け入れが難しい場合もあるため、事前登録制や、通いなれた事業所での受け入れ等など、利用者の情報等を把握できる体制を整備
- ・その他、サービス等利用計画作成時に、緊急時の対応について明記しておくことで、緊急時にスムーズに支援が行えるようにしているところもある

●短期入所等の活用

短期入所等の空床を確保することで緊急時の対応がスムーズに行えるようにしているところもある

●受け入れ後の次の支援への移行

受け入れ後、一定期間内に各支援者による会議等を開催し、次の支援の対応を図るところもある

●医療との連携

医療的ケアが必要な障害者への対応として、病院と連携して緊急時に受け入れているところもある

●行政の事務局設置による緊急時対応の整備

地域生活支援拠点等に行政の事務局を設置し、「緊急連絡体制」を整備したり、市内の事業所に「緊急対応支援員」の協力依頼を行い、緊急時対応における地域づくりを行っているところもある

4. 必要な機能についての取組みの特徴(つづき)

③ 体験の機会・場

● 今後の生活について考えてもらうきっかけとして利用を勧める

障害者本人や家族に今後の生活について考えてもらうきっかけの一つとして、日常の支援を通じて体験等を勧めるところもある

● 既存のグループホームなどを活用

地域生活支援拠点等で生活体験等ができる機能を持たせて、当該圏域内のグループホームなどで対応しているところもある

● 日常生活を体験できるところもある

調理、洗濯、入浴などの日常生活を切り出して体験できたり、親元から離れる経験のための宿泊体験ができるところもある

④ 専門的人材の確保、養成

● 相談機能の充実のための研修強化

- ・相談機能の充実のため、事業所の職員の研修を強化
- ・自治体によっては、事業所の職員に研修費の助成を行っているところもある

● 専門的ケアへの対応のための研修の充実

医療的ケアや強度行動障害など、特に専門的ケアが必要な障害については、職員の資質向上のため、積極的に勉強会や研修会等を開催。例えば、OJTによる研鑽や、体験利用者への支援を通じて、実務研修を行っているところもある

● 当事者による支援の活用

拠点内でピアヘルパーやピアカウンセラー等の養成を行っているところもある

⑤ 地域の体制づくり

● 協議会の活用

拠点等の整備、運営のために、協議会の部会に「地域生活支援拠点等部会」を設置し、事例検討を行う等の対応を行っているところもある

● ネットワークの形成

- ・相談支援事業所間や、自治体内の事業所、医療機関、その他の関係機関とネットワーク化を図っているところもある
- ・その他に、学校、地域包括支援センター、民生委員、町内会などの地域団体等と連携して地域で障害者を見守るネットワークづくりを行っているところもある

● 地元に立地する大学との連携強化

地元に立地する大学の学生のフィールドワークとして、地域活動に取り組んでいたり、現場実習の場、地域との交流活動の場として提供するなど連携を図っているところもある

⑥ その他

● 居住支援事業（独自事業）の充実

民間アパート・下宿等の地域資源を活用し、「障害のある方が入居できる居住一覧」を作成し、積極的に障害者の一人暮らしの支援をしているところもある

● 就労支援の充実

併設施設に就労継続支援の事業所があったり、就労に関する相談員が同一建物にいて、就労支援を行っているところもある

● 自治体の見守り体制の整備

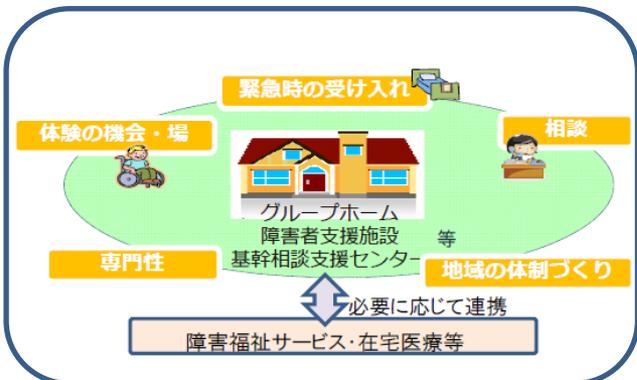
支援が必要と思われるサービス未利用者に対して、登録制で見守り事業を実施

● 都道府県の整備に向けての積極的な関与

圏域単位で整備を行なう地域において、協議会に参加して進捗管理を図る等、都道府県の積極的な関与があり進んでいるところもある

5. 好事例から見る地域生活支援拠点等のイメージ図

● 多機能拠点整備型



● 面的整備型



傾向・特徴

● 比較的实力のある法人を中心に整備

- ・もともと地域でさまざまな事業を展開している、比較的实力のある事業所が整備しているケースが多い

● ワンストップで相談から緊急対応まで可能

- ・相談から緊急時の対応まで、1か所での対応が可能であり、利用者は、相談から緊急時の対応まで同じ場所・同じ職員等が対応してくれることに安心感を感じる
- ・緊急時の受け入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能である

今後の強化・充実のために

● ワンストップで相談から緊急対応を維持するための地域への展開（地域の協力）

- ・常に緊急時の対応ができるよう、緊急時に受け入れた障害者をできるだけ短期間で適切なサービス等につなげることが重要であり、そのためには、拠点等の機能を地域に展開できるよう地域の協力が必要となる

● 相談機能の活用

- ・地域の資源等や相談と緊急対応の機能を限定活用すれば、相談機能を充実させることで、特定の地域で、障害種別ごとに対応することができる（早期にスタートしやすい）

● 異なる専門性を持つ事業所間の連携

- ・それぞれの専門性のある事業所が地域生活支援拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障害に対応が可能

● 地域の資源を有効に活用

- ・地域の様々な資源を有効に活用することで、既存の体制を生かした整備も可能
- ・地域の事業所がかかわることで、地域に一体感が形成される

今後の強化・充実のために

● 地域ごとや障害種別ごとに完結できる体制のネットワーク化

- ・特定の障害種別で相談から緊急対応までを行い、さらに事業所間の連携を可能とするために、全体をカバーできるようネットワーク化を図る必要がある

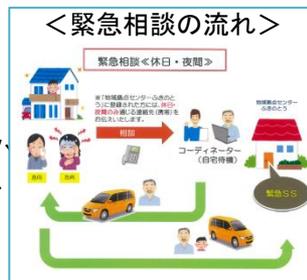
スタート時点で、核となる部分は、各自治体等の強みや市地域資源の状況によって選択するのがよいが、最終的には、多機能拠点整備型も面的整備型も、**地域全体に広く展開するためには、地域の各分野の関係機関との連携が必要**である

Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町(宮城県)

緊急相談を、平日・日中と休日・夜間の体制を分け、既存の計画相談事業所や行政と役割分担を行う

- 県補助金を活用し、地域拠点センターを設立。2市3町でNPO法人に運営委託(基幹相談、拠点整備、緊急ショート)
- 緊急かけつけ・受け入れは、原則登録制とし、登録後の体験ショートステイ利用を条件づけ、緊急対応に備え、利用者の情報を取得
- 登録後の体験ショートステイにより、サービス未利用者の体験機会につなげる
- 緊急対応登録者で要件の合う人は、地域定着支援につなげる



栃木市(栃木県)

地域生活支援拠点等の名称を「栃木市くらしだいじネット」と、市民になじみやすいものとする

- 基幹相談支援センターを中心に常時・緊急時いずれも対応できる体制を整備
- 「緊急時の受け入れ・対応」を優先的に整備。輪番制による緊急短期入所の受け入れ体制を確保。また、緊急時の受け入れは登録制とし、利用者の情報を事前に収集することでリスクを軽減
- 体験短期入所事業(市独自事業)を通じ、利用者の不安や受入側の負担を軽減
- オンラインストレージ「とちぎシェアネット」で事業所の空き情報を常時共有
- (自立支援)協議会の中に「医療的ケアグループ」を新たに設置し、医療的ケアの支援体制を確保

東松島市(宮城県)

市内全域を対象とする3か所の基幹相談支援センターが身近な相談場所となり、コーディネーターの役割を担う

- 喫緊の課題であった「緊急時の受け入れ」に対し、仮設住宅の取り壊し時に、仮設住宅の入居者の住み替えのためのグループホームと緊急時の受け入れ場所(緊急保護室)を備えた建物を、地域生活支援拠点等施設として建設
- 各基幹相談支援センターが緊急時の判断と対応をスムーズに行えるよう、市独自のマニュアル類を作成中
- 市の規模からすべてに対応できないため、石巻圏域内や県との連携が必要である(医療的ケア、強度行動障害、重度障害者など)

千葉市(千葉県)

地域(緑区)と障害種別(知的)を限定したスモールスタート
⇒ 検証後、地域や障害種別を順次拡大

- スモールスタートで四半期毎に事業の検証を行うことで、新たな課題に対するスピーディな事業の見直しが可能
- 「緊急時の一次受け入れは市が確保する空床で、長期化対応は市内の短期入所で」という緊急時の段階別対応を検討中
- 障害福祉サービス未利用者の緊急時や親亡き後の備えとして、見守りを実施。啓発や体験、障害福祉サービスの利用を勧奨
- 相談支援専門員が多様な支援を提案出来るようインフォーマルなサービスの活用に関する研修を実施
- 障害者の高齢化に備え、介護関係者との連携を積極的に実施

Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

柏市(千葉県)

公募により事業者募集

⇒ 異なる障害種別(発達・重度行動、精神・重心)の2法人を選定、市の北部と南部に地域生活支援拠点等を設置

- 公募することで、現場目線でのニーズを付加機能として盛り込む
- 地域生活支援拠点等の他、基幹相談支援センターとしての指定、地域自立支援協議会の運営委託を行い、「かしわネットワーク」構築の中心として位置付ける
- 各拠点の短期入所やグループホームで緊急枠を設け、緊急時に対応
- 通過・体験型(最長5年程度の有期)のグループホームを設置
- 将来的には、地域バランスを考え、さらに2か所地域生活支援拠点等を整備する予定

新宿区(東京都)

3障害(身体、知的、精神)別に「相談支援拠点事業所」を配置
中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付ける

- 財政的な担保を得るため、新宿区第三次実行計画(平成28~29年)に計画事業として位置付ける
- 5つの機能について既に実施している事業と地域生活支援拠点等として必要な機能・課題を洗い出し、整備・強化すべき方向性を明確化
- 相談支援専門員を増配置し、3か所の「相談支援拠点事業所」で土日相談を実施。緊急受け入れ先の短期入所につなぐなどワンストップで対応
- 緊急時の定義を設定。利用者は短期入所の支給決定を受けた人が対象

八王子市(東京都)

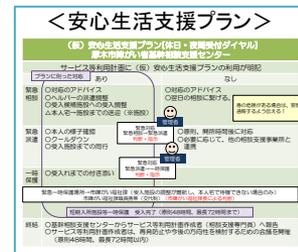
地域・障害種別を網羅する5か所の委託相談事業所に、
地域生活支援拠点等としてコーディネート機能を付加し、
「市総ぐるみ」で取り組む面的整備

- 各地域生活支援員(コーディネーター)が、当事者が地域で生活できるまでの支援を行うほか、アウトリーチ支援等幅広く行う
- 緊急時に備え、知的の障害特性に配慮した、市独自の自宅でのアセスメント的生活体験を実施。地域生活支援員がアセスメント
- ピアカウンセラーによる地域移行支援を積極展開
- 各地域生活支援員の得意分野を生かして束ねる「主任地域生活支援員」養成を構想中

厚木市(神奈川県)

地域で障害の区別なく相談が受けられるよう機能強化
地域包括支援センターとも連携し、地域包括ケア社会の一翼を担うことを目指す

- 既存の社会資源を整理し、不足していた「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場の提供」はプロジェクトチームを立ち上げ、新たに整備
- 日中は、障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センター(5か所)が相談を受け、夜間・休日は緊急相談のみ障がい者基幹相談支援センターが対応
- 緊急時の受け入れ・対応として、夜間・休日の緊急対応を想定した対応プラン((仮称)安心生活支援プラン)を個別支援計画に盛り込む形で作成



Ⅱ. 好事例自治体等の取組み概要(抜粋)

北信圏域(長野県/中野市・山ノ内町・飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村)

多機能型の前身ができていた長年の実績がある法人を地域生活支援拠点等として、緊急対応コーディネーターを配置基幹相談支援センターに地域安心コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等を補完するもう一つの核として機能

- 事前登録者への緊急相談・駆けつけ支援は生活支援拠点等が、事前登録者以外の緊急相談は基幹相談支援センターが対応
- 2市1町3村で「ハイリスク者登録台帳」(サービスにつながっていないが緊急時対応が想定される人)を整備し、地域安心コーディネーターを中心に、地域の支援体制を構築していく予定
- 地域生活支援拠点の整備にあたっては、長野県が積極的に関与(県内の他の圏域も同様)

西宮市(兵庫県)

自立支援協議会の部会等で、課題や不足する機能等を協議地域生活支援拠点等(地域共生館(ふれぼの))に相談体制を強化するとともに、体験の場を盛り込む。その他の機能は既存の資源を活用

- 基幹型相談支援センターが相談事業所を全面的にバックアップし、西宮市独自の「本人中心支援計画」を作成
- 支援開始後早期から体験等を促し、緊急時の対応に備える体制を整備。体験利用を通じて支援者の研鑽も行う。
- 宿泊体験の場として「自立生活準備室」(2室)を設置。単身生活等の自立生活希望者に貸し出す
- 市内全体での面的整備だが、市内の各事業者の位置づけを明確にすることと、周知・協力体制の強化が今後の課題
- 近隣大学と福祉人材育成や、地域活動、地域課題の研究で連携

新見市(岡山県)

誰でも利用できるワンストップの相談窓口「ほほえみ広場にいみ」(障害者地域活動支援センター)同一建物内の各事業所(精神科医療、地域活動支援センターⅢ型、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイ、就労支援など)と日常的に連携し緊急時は迅速に対応
「ほほえみ広場にいみ」は地域の拠点としても開放

- 「ほほえみ広場にいみ」を拠点に適切な支援につなげていく連携体制
- 緊急時には短期入所を空床型(医療型含む)で確保、相談支援専門員も配置
- 協議会の開催頻度が高い各部会を通し、関係機関との連携を構築
- 警察とも情報連携し、緊急時に迅速に対応
- 相談支援ファイルの積極的な活用で保護者、学校と連携

松山市(愛媛県)

北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備

- 3施設で時間外の相談対応を携帯電話で実施
- 松山市精神障害者地域生活チャレンジ事業(市事業)を実施し、精神障害者の地域移行を促進
- 相談支援事業所と3施設間の積極的な協力体制により、緊急時の受け入れがスムーズ
- 地域生活支援拠点等の母体法人がもつ幅広い施設等や地域性、ネットワーク、市の協力により、面的整備としての連携も充実
- 3施設独自の勉強会、3施設合同のケース検討会議や職員の研修会、意見交換会などにより、3施設を中心に地域の福祉力を向上